

物品調達に係る条件付き一般競争入札の試行に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号。以下「財務会計規則」という。）に規定するもののほか、本市が発注する物品の購入等（物品の購入、印刷及び修繕をいう。）、借入れ及び製造の請負の契約（以下「物品の調達等」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定による入札に参加する者に必要な資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 条件付き一般競争入札の対象案件は、原則として、予定価格が1千万円以上の物品の調達等について実施するものとする。

2 次の各号に掲げる契約に応じて当該各号に定める額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が1千万円以上の契約は、前項に規定する対象案件に含まれるものとする。

- (1) 単価契約 単価の額に予定数量を乗じて得た額
- (2) 借入れの契約 契約期間全体の予定額

(入札方法)

第3条 条件付き一般競争入札は、原則として、福井市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）によるものとし、その旨を財務会計規則第90条第1項及び第2項の規定による公告（以下「公告」という。）において明らかにするものとする。

(入札公告の方法)

第4条 公告は、原則として、入札情報サービスシステムを利用して一般の閲覧に供する方法により行うものとする。

(入札の公告事項)

第5条 財務会計規則第90条第3項各号に掲げる公告事項のうち、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める事項を公告するものとする。

- (1) 財務会計規則第90条第3項第2号に掲げる入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - ア 財務会計規則第91条から第93条に規定する入札保証金を納付しなければならないこと。
 - イ 財務会計規則第112条から第113条に規定する契約保証金を納付しなければならないこと。
- (2) 財務会計規則第90条第3項第3号に掲げる一般競争入札に参加するのに必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項
 - ア 確認申請書等（第7条第1項に規定する確認申請書等をいう。以下この号において同じ。）を提出する時点において、福井市物品競争入札参加資格等に関する要綱の規定に基

づき、福井市競争入札参加資格者名簿に登録されている者（第6条において「有資格者」という。）であること。

イ 確認申請書等を提出する時点において、令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 確認申請書等を提出する時点において、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止又は指名除外（以下「指名停止等」という。）の期間中でないこと。

エ 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

オ 条件付き一般競争入札に付する物品の調達等を的確かつ円滑に履行できる者であること。

カ 確認申請書等を提出する時点において、当該条件付き一般競争入札に参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。

（ア）親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）

（イ）親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）と同じくする子会社同士の関係

（ウ）一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

（エ）一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係

キ 当該入札において、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。

ク その他必要であると認める資格を有すること。

（3）財務会計規則第90条第3項第4号に掲げる入札の無効に関する事項

ア 財務会計規則第100条各号のいずれかに該当する入札

イ 入札参加資格がある旨の確認通知を受けていない者が行った入札

ウ 確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札

エ 入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに第2号アからクまでに掲げる入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札

オ 電子入札心得、福井市物品等電子入札運用基準その他あらかじめ公告等において示した条件に違反している者が行った入札

カ その他条件付き一般競争入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

（4）財務会計規則第90条第3項第7号に掲げる議会の議決に関する事項

条件付き一般競争入札に付する物品の調達等が議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例（昭和39年福井市条例第12号）第2条に規定する契約に該当する場合は、次に掲げる事項

- ア 落札後仮契約を締結するものとし、議会の議決を得たとき、当該契約を本契約とみなすこと。
- イ 落札者が議会の議決までの間に、入札参加資格の取消し若しくは停止されている場合又は指名停止等の措置を受けた場合においては、市は仮契約を締結しないこと又は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができるとともに、一切の損害賠償の責を負わないものとすること。

（仕様書の閲覧等）

第6条 入札執行者は、公告の日から入札書の受付期間が開始する日の前日まで、当該条件付き一般競争入札に係る物品の調達等の仕様書（以下「仕様書」という。）を、入札情報サービスシステムを利用して有資格者の閲覧に供するものとする。

- 2 条件付き一般競争入札に参加しようとする有資格者は、前項に規定する閲覧の期間中に、原則として、入札情報サービスシステムを利用して仕様書を閲覧しなければならない。
- 3 仕様書を閲覧した有資格者は、入札執行者に対し、原則として、第1項に規定する仕様書の閲覧を開始した日の翌日から入札書の受付期間が開始する日の3日前（福井市の休日を定める条例（平成元年福井市条例第48号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）までの間に限り、当該仕様書の内容に関し質問をすることができる。
- 4 前項の質問は、入札執行者に対し、質問事項を記載した書面を提出することにより行わなければならない。
- 5 入札執行者は、前項の規定による質問があったときは、当該質問及び回答の内容を入札情報サービスシステムを利用して有資格者の閲覧に供するものとする。

（確認申請書等の提出等）

第7条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）の提出のほか、第4条に規定する公告において必要とする入札参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を公告において定める方法により提出しなければならない。

- 2 確認申請書等の提出期限は、原則として、第4条に規定する公告において指定する日時までとする。
- 3 確認申請書等の提出は、電子入札システムを利用して行わなければならない。ただし、紙入札の承認を受けた者は、持参または郵便等により提出するものとする。
- 4 第1項の入札参加資格確認資料とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 当該条件付き一般競争入札に係る物品と同種同程度の物品の納入実績に関する資料（別記様式第2号）
 - (2) 当該条件付き一般競争入札に係る物品と同種同程度の物品の貸与実績に関する資料（別記様式第2号の2）
 - (3) 第5条第2号に掲げる関係がないことを確認するために必要な資料（別記様式第3号）
 - (4) その他入札参加資格を確認するために必要な資料として公告において定める書類
- 5 前項の入札参加資格確認資料は、入札参加資格確認申請期間終了後、撤回、内容の修正又は

再提出をすることができない。

(入札参加資格の有無の通知)

第8条 入札担当者は、第7条第2項に規定する確認申請書等の提出期限の日の翌日（休日に当たる場合は休日の翌日）までに、入札参加資格の有無を、入札参加資格確認通知書（別記様式第4号）により、確認申請書等を提出した者に通知するものとする。

- 2 入札担当者は、入札参加資格の有無の確認のために必要があると認めるときは、確認申請書等を提出した者に、資料の提出、説明その他必要な指示を行うことができる。
- 3 確認申請書等を提出した者が前項の規定による指示に従わないときは、入札参加資格がないものとする。
- 4 第1項の規定による通知（次条及び第10条において「確認通知」という。）は、電子入札システムを使用して行うものとする。ただし、紙入札の承認を受けた者に対しては、書面による通知を行うものとする。

(入札参加資格がない旨の通知を受けた者に対する理由の説明)

第9条 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、入札担当者に対し、書面により、入札参加資格がないとされた理由の開示を求めることができる。

- 2 前項の書面の提出期限は、確認通知を受けた日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
- 3 入札担当者は、前項の規定による書面の提出があったときは、書面の提出された日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答するものとする。
- 4 第1項に規定する書面の提出は、当該入札手続きの執行を妨げないものとする。

(入札の辞退)

第10条 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者は、入札書を提出するまでの間は、入札を辞退することができる。

- 2 入札参加資格がある旨の確認通知を受けた者が次条に規定する入札期間内に入札書を提出しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- 3 前2項の規定により入札を辞退した者は、入札を辞退したことのみを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けないものとする。

(入札書の受付)

第11条 入札書の受付期間は、原則として、開札日の前々日及び前日の2日間（休日を除く。）とし、それぞれの日の受付時間は、前々日にあっては午前8時30分から午後5時まで、前日にあっては午前8時30分から午後4時までとする。

(開札の方法)

第12条 入札執行者は、公告で指定した開札日時及び開札場所において、当該入札の開札を行うものとする。

(落札者の決定)

- 第13条 入札執行者は、開札を行ったときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者と決定するものとする。
- 2 前項の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじ引きを実施して落札者を決定するものとする。
 - 3 入札執行者は、落札者を決定したときは、落札を確認した上で、電子入札システム上で署名をし、落札決定通知書により入札参加者に通知するものとする。
 - 4 落札者決定は、前項の規定による通知が当該落札者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、その効力を生ずるものとする。

(再度の入札の実施)

- 第14条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での価格による入札がないときは、1回に限り再度の入札を行うことができるものとする。
- 2 前項の再度の入札の受付期間は、原則として、入札参加者に対し再度の入札を行う旨の通知を発出した時から30分を経過する時までとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、入札参加者全員の再度の入札書が提出されたときは、入札執行者は、直ちに入札書の受付を締め切るものとする。
 - 4 入札執行者は、第2項又は前項に規定する入札書の受付期間が終了したときは、遅滞なく開札を行うものとする。
 - 5 前条の規定は、第1項の再度の入札に準用する。
 - 6 再度の入札を行ってもなお落札者がないときは、入札執行者は、不落隨契（地方自治法施行令第167条の2第8号に規定する随意契約をいう。以下同じ。）を行うことができるものとする。

(入札の中止)

- 第15条 入札執行者は、不正な行為等が発覚した場合又はその他やむをえない事由が生じた場合は、入札を中止することができるものとし、その場合は市のホームページ及び入札情報サービスシステムに掲載する方法により周知するものとする。加えて、入札参加者に対し入札の中止の通知をするものとする。
- 2 前項の規定により、入札の中止によって損害が生じた場合は、市は一切の賠償の責を負わない。

(入札結果の公表)

- 第16条 入札執行者は、落札者を決定したときは、速やかに、入札結果を入札情報サービスシステムを利用して一般の閲覧に供するものとする。
- 2 前項の規定により閲覧に供する入札結果には、落札者及び落札決定の日を表示するものとする。
 - 3 前項に規定するもののほか、入札を無効とされた者がいるときは、入札を無効としたこと及びその理由を表示するものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

様式第1号…電子入札システムによる場合はシステムの様式による。

(用紙A4)

入札 参加 資格 確認 申 請 書

年 月 日

福井市長 ○○ ○○ 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 同種同程度の物品の納入実績を記載した書面

申請内容に関する照会先

商号又は名称：

担当部署:

担当者：

電 話 番 号:

F A X 番 号:

物品の納入実績

会社名 _____ 案件名 _____

物 品 名 称 等	件 名	
	発注機関名	
	納 入 場 所 (都道府県名・市町村名)	
	契 約 金 額	
	納 期	年 月 日
履 行 の 概 要		

注 契約書の写し等物品の納入実績が判断できる資料を添付すること。但し、契約内容に変更が有る場合は、変更内容が確認できる資料を添付すること。

物品の貸与実績

会社名 _____ 案件名 _____

類似業務名称等	件 名	
	発注機関名	
	納入場所 (都道府県名・市町村名)	
	契約金額	
	契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
履行の概要		

注 契約書の写し等の貸与実績が判断できる資料を添付すること。但し、契約内容に変更が有る場合は、変更内容が確認できる資料を添付すること。

資本的関係又は人的関係に関する申告書

年 月 日

案件名 _____

申 告 者 (入札参加者)	所 在 地 商号又は名称 代表者氏名	(印)
------------------	--------------------------	-----

条件付き一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）第5条第2号力に掲げる資本的関係又は人的関係のある者について、別紙記入上の注意事項に留意の上、次のとおり申告します。

記

1 要領第5条第2号力（ア）に掲げる資本的関係のある他の入札参加資格者

- ① 親会社の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

- ② 子会社の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

2 要領第5条第2号力（イ）に掲げる資本的関係のある他の入札参加資格者

- ① 親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

商号又は名称	所在地	代表者氏名

3 要領第5条第2号力（ウ）または（エ）に掲げる人的関係のある他の入札参加資格者※3

- 役員等を兼任している他の入札参加資格者は、次のとおりです。

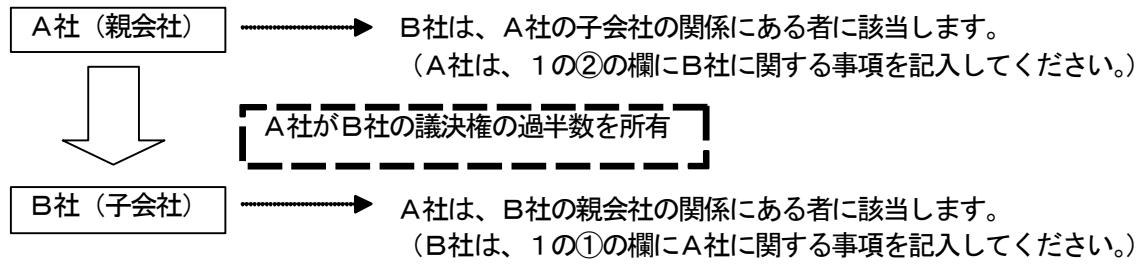
当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号又は名称	所在市町村名	役職

(備考)

- ・ 記入の対象となるのは、福井市の競争入札参加資格者名簿に登載されている者に限ります。
- ・ 記載事項の真偽を確認するため、会社法（平成17年法律第86号）第121条に規定する株主名簿の写しその他関係資料の提出を求めることがあります。
- ・ 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加して用いること。
- ・ 該当のない事項については、その欄に「該当なし」と記載すること。又、空欄の場合は「該当なし」として取扱います。
- ・ この申告書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領又は福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止等の措置を行うことがあります。

I 1の①及び②に規定する「親会社」又は「子会社」の関係にある者とは、次のような場合をいいます。

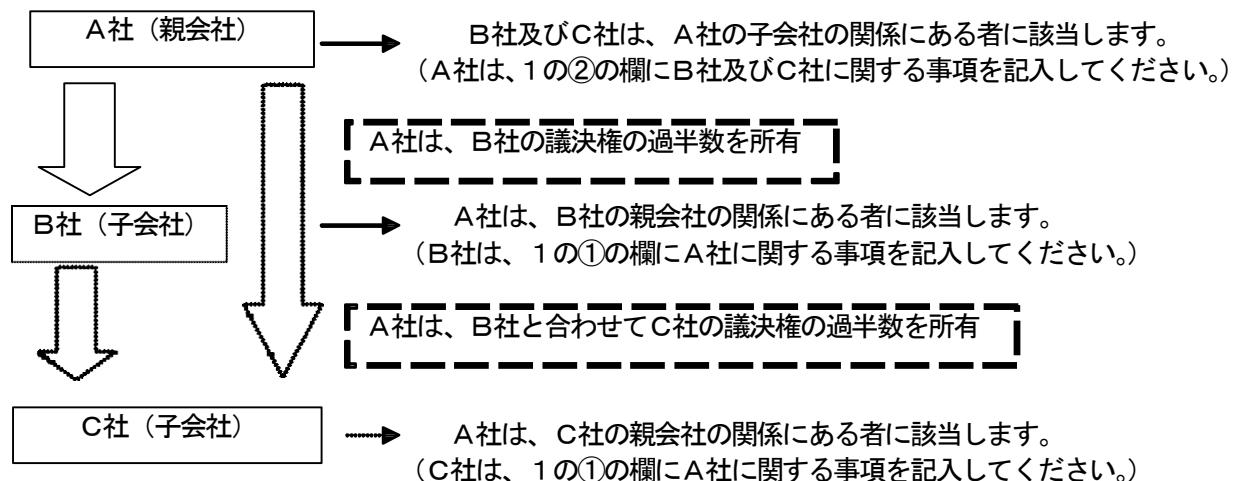
- (1) 一方の会社A^{*1、*2}が他方の会社Bの議決権総数の過半数を所有している関係
(A社とB社は、同一の入札に参加できません。)



※1 Aが個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

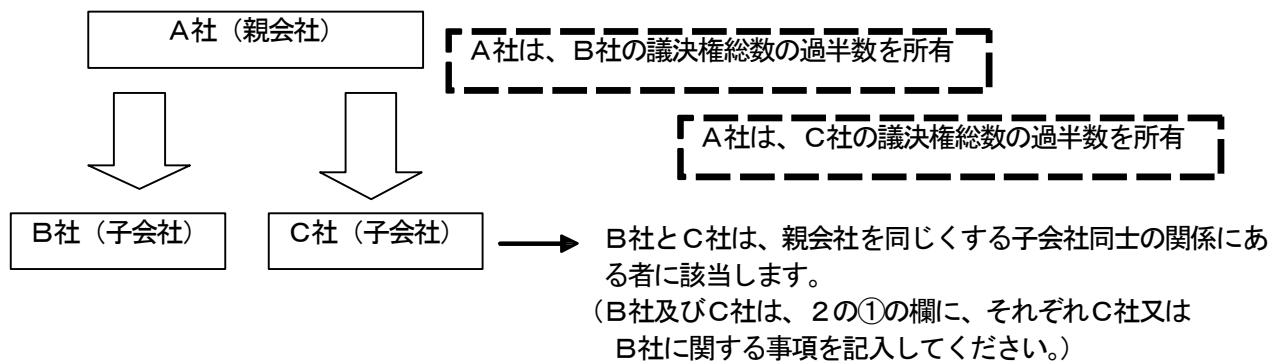
※2 A社の役員がB社の議決権総数の過半数（複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となるときを含みます。）を所有している場合を含みます。

- (2) 一方の会社Aが、(1)の子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Cの議決権の総数の過半数を所有している関係（A社、B社及びC社は、同一の入札に参加できません。）



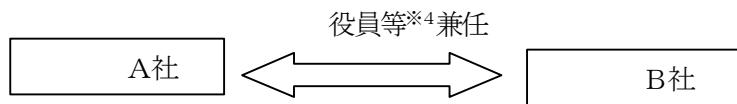
II 2の①に規定する「親会社と同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合をいいます。

B社の議決権総数の過半数を所有している会社とC社の議決権総数の過半数を所有している会社がいずれもA社^{*3}である場合におけるB社とC社の関係（B社及びC社は、同一の入札に参加できません。）



※3 市の競争入札参加資格の有無、建設業許可の有無及び法人格の有無を問いません。

III 3に規定する「人的関係」のある者とは、次のような場合をいいます。



※4 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- イ 取締役（社外取締役を含み、委員会設置会社の取締役を除く。常勤又は非常勤を問わない。）
- ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役
- オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主
(監査役、会計参与及び執行役員は、役員等に該当しません。)

様式第4号

企業名称：
代表者氏名：

平成26年〇月〇日

福井市長
東村 新一

入札参加資格確認通知書

先に申請のあった下記の調達案件に係る入札参加資格結果を、下記の通り通知します。

記

公告日：
調達案件名称：

開札日時：
入札参加資格の有無：
その他：